

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加するための改正

### 三 施行期日

平成三十年四月一日